

水兵長職務

第一条

水兵長ハ昼間甲板上ニ在ルヲ常トス又夕總員就業ノ節ハ
昼夜ヲ問ハス必ス甲板上ニ在ルヘシ

第二条

水兵長ハ水兵次長或ハ長属ト共ニ兵員就業ノ命アル時其
員速ニ來會スルヤ又夕各自能ク其職掌ニ従事スルヤ否ヲ
監視スヘシ

(索具検査)

第三条

水兵長ハ毎日午前定時ニ全艦諸般索具ノ景況ヲ検査シ之
レヲ副長ニ報告シ若シ修理ヲ要スル事アラハ其趣ヲモ申
告スヘシ

(動静索等)

第四条

水兵長ハ総テ動静索錨鎖等一切ニ注意シ又夕予備ノ索具
及ヒ滑車其他マツト等常ニ應用ニ差支ナキヤウ注意スヘ
シ

(錨端船等固縛)

第五条

水兵長ハ錨端船予備ノ圓材適當ニ固縛セルヤ否ニ注意ス
ヘシ

(端船)

第六条

水兵長ハ端船ノ應用常ニ差支ナク且ツ附属具ヲ準備シ置
ク事ニ注意スヘシ

(古索)

第七条

水兵長ハ古索ハ猥リニ之レヲ廃棄セス務メテ相當ノ費用
ニ供セン事ニ注意スヘシ

(戦争用意)

第八条

水兵長ハ戦争用意ノ時ニ當リ索具ヲ修理センカ為メ必要
ノ諸具ハ常ニ所定ノ場所ニ備ヘ之レカメ配置セル人員ヲ
シテ速ニ應用ニ供スヘキヤウ豫シメ之レヲ了知セシムヘ
シ

(造網長)

第九条

水兵長ハ造網長以下ノ行状ヲ監視シ勉勵シテ職務ヲ盡セ
ルヤ否ニ注意スヘシ

(帆請取)

第十条

水兵長ハ帆ヲ請取ル時帆縫長ト共ニ之レヲ検査シ若シ帆
ニ欠損アルカ又夕ハ寸尺ニ差異アルヲ見ハ其旨ヲ副長及
ヒ航海課尉官ニ報スヘシ又夕諸帆ノ帆庫ニ収蔵シアル時
ハ常ニ善ク乾燥セルヤ否ヲ検査シ若シ鬱蒸セルモノヲ見
ハ速ニ之レヲ曝乾スル事ニ注意スヘシ

(帆縫長)

第十一条

水兵長ハ帆縫長ニ命シ諸帆ヲ能ク準備シテ帆庫内ニ配列
シ入用ノ節ハ直チニ見出易カラシムル事ニ注意スヘシ

(索具明細簿)

第十二条

水兵長ハ索具明細簿ヲ所持シ索具ノ請取並ニ遣払等ヲ記

載シテ之レヲ航海課尉官へ報告スヘシ